

議案第78号

山陽小野田市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について

山陽小野田市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年8月31日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

山陽小野田市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成28年山陽小野田市条例第30号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山陽小野田市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例

第1条中「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に、「不均一課税」を「課税免除及び不均一課税」に改める。

第2条第1号中「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に、「規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、同条第2号中「第5条第4項第4号」を「第5条第4項第5号」に改め、同条第3号中「第5条第16項」を「第5条第15項」に、「同条第4項第4号」を「同条第4項第5号イ」に改め、同条第4号中「平成30年3月31日」を「平成32年3月31日」に、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改める。

第3条を次のように改める。

(固定資産税の課税免除及び不均一課税)

第3条 地方活力向上地域内において、認定事業者が、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに法第17条の2第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特定業務施設を新設し、又は増設した場合には、省令第2条第1号に規定する特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産（以下「特別償却設備」という。）並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税又は固定資産税の税率は、次のとおりとする。

(1) 法第17条の2第1項第1号に規定する事業の用に供する特別償却設備等については、新たに固定資産税を課することとなった年度に限り、課税を免除し、及び当該特別償却設備等に対して課する固定資産税の税率は、山陽小野田市税条例（平成17年山陽小野田市条例第88号）第62条の規定にかかわらず、当該年度の翌年度から2年度分に限り、次のア及びイに掲げる区分ごとに、当該ア及びイに定める税率とする。

ア 第2年度分 100分の0.35

イ 第3年度分 100分の0.70

(2) 法第17条の2第1項第2号に規定する事業の用に供する特別償却設備等については、当該特別償却設備等に対して課する固定資産税の税率は、山陽小野田市税条例第62条の規定にかかわらず、新たに固定資産税を課することとなった年度から3年度分に限り、次のアからウまでに掲げる区分ごとに、当該アからウまでに定める税率とする。

ア 初年度分 100分の0.01

イ 第2年度分 100分の0.35

ウ 第3年度分 100分の0.70

第4条の見出し中「不均一課税」を「課税免除等」に改め、同条第1項及び第2項中「不均一課税」を「課税免除又は不均一課税」に改める。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(適用除外)

第6条 この条例の規定は、山陽小野田市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例（平成30年山陽小野田市条例第29号）の規定による固定資産税の課税免除を受けた家屋、構築物及び土地については、適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の山陽小野田市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例第2条第4号に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けている事業者は、この条例による改正後の山陽小野田市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例第2条第4号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者とみなす。

(山陽小野田市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部改正)

3 山陽小野田市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例（平成30年山陽小野田市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第8条中「山陽小野田市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例」を「山陽小野田市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例」に、「不均一課税の適用」を「課税免除又は不均一課税の適用」に改める。

議案第78号参考資料

山陽小野田市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p data-bbox="280 352 1117 451"><u>山陽小野田市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例</u></p> <p data-bbox="232 480 327 515">(趣旨)</p> <p data-bbox="181 544 1117 1029">第1条 この条例は、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）に基づき、本市における地域経済の活性化、雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を図ることを目的として、<u>認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画</u>に従って、特定業務施設を地方活力向上地域内に設置した認定事業者に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第2項の規定による固定資産税の課税免除及び不均一課税について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="232 1058 427 1093">(用語の定義)</p> <p data-bbox="181 1121 1117 1220">第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p data-bbox="219 1249 1117 1348">(1) <u>認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画</u> 法第17条の2第3項に規定する認定を受けた同条第1項に規</p>	<p data-bbox="1243 352 2080 451"><u>山陽小野田市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例</u></p> <p data-bbox="1196 480 1290 515">(趣旨)</p> <p data-bbox="1144 544 2080 1029">第1条 この条例は、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）に基づき、本市における地域経済の活性化、雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を図ることを目的として、<u>認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画</u>に従って、特定業務施設を地方活力向上地域内に設置した認定事業者に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第2項の規定による固定資産税の<u>不均一課税</u>について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="1196 1058 1391 1093">(用語の定義)</p> <p data-bbox="1144 1121 2080 1220">第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p data-bbox="1182 1249 2080 1348">(1) <u>認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画</u> 法第17条の2第3項に規定する認定を受けた同条第1項に規定す</p>

定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画をいう。

(2) 特定業務施設 法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設をいう。

(3) 地方活力向上地域 法第5条第15項に規定する認定を受けた同条第1項に規定する地域再生計画に記載されている同条第4項第5号イに規定する地域をいう。

(4) 認定事業者 地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号。以下「省令」という。）第1条に規定する公示日（以下「公示日」という。）から平成32年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者をいう。

（固定資産税の課税免除及び不均一課税）

第3条 地方活力向上地域内において、認定事業者が、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに法第17条の2第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、

る地方活力向上地域特定業務施設整備計画をいう。

(2) 特定業務施設 法第5条第4項第4号に規定する特定業務施設をいう。

(3) 地方活力向上地域 法第5条第16項に規定する認定を受けた同条第1項に規定する地域再生計画に記載されている同条第4項第4号に規定する地域をいう。

(4) 認定事業者 地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号。以下「省令」という。）第1条に規定する公示日（以下「公示日」という。）から平成30年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者をいう。

（固定資産税の不均一課税）

第3条 地方活力向上地域内において、認定事業者が、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに法第17条の2第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、

特定業務施設を新設し、又は増設した場合には、省令第2条第1号に規定する特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産（以下「特別償却設備」という。）並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税又は固定資産税の税率は、次のとおりとする。

(1) 法第17条の2第1項第1号に規定する事業の用に供する特別償却設備等については、新たに固定資産税を課することとなった年度に限り、課税を免除し、及び当該特別償却設備等に対して課する固定資産税の税率は、山陽小野田市税条例（平成17年山陽小野田市条例第88号）第62条の規定にかかわらず、当該年度の翌年度から2年度分に限り、次のア及びイに掲げる区分ごとに、当該ア及びイに定める税率とする。

ア 第2年度分 100分の0.35

特定業務施設を新設し、又は増設した場合には、省令第2条第1号に規定する特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産（以下「特別償却設備」という。）並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税の税率は、山陽小野田市税条例（平成17年山陽小野田市条例第88号）第62条の規定にかかわらず、新たに固定資産税を課することとなった年度から3年度分に限り、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める税率とする。

(1) 初年度分 100分の0.14

(2) 第2年度分 100分の0.35

(3) 第3年度分 100分の0.70

イ 第3年度分 100分の0.70

(2) 法第17条の2第1項第2号に規定する事業の用に供する特別償却設備等については、当該特別償却設備等に対して課する固定資産税の税率は、山陽小野田市税条例第62条の規定にかかわらず、新たに固定資産税を課することとなった年度から3年度分に限り、次のアからウまでに掲げる区分ごとに、当該アからウまでに定める税率とする。

ア 初年度分 100分の0.01

イ 第2年度分 100分の0.35

ウ 第3年度分 100分の0.70

(課税免除等の申請等)

第4条 前条の規定による固定資産税の課税免除又は不均一課税の適用を受けようとする者は、特別償却設備を事業の用に供した日の属する年の翌年の1月31日までに、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合においては、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該固定資産に対して課税免除又は不均一課税の適用をすることを決定し、当

(不均一課税の申請等)

第4条 前条の規定による固定資産税の不均一課税の適用を受けようとする者は、特別償却設備を事業の用に供した日の属する年の翌年の1月31日までに、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合においては、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該固定資産に対して不均一課税の適用をすることを決定し、当該申請をした

<p>該申請をした者（以下「申請者」という。）に対してその旨を通知する。</p> <p>3 （略）</p> <p><u>（適用除外）</u></p> <p><u>第6条 この条例の規定は、山陽小野田市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例（平成30年山陽小野田市条例第29号）の規定による固定資産税の課税免除を受けた家屋、構築物及び土地については、適用しない。</u></p> <p><u>第7条</u> （略）</p>	<p>者（以下「申請者」という。）に対してその旨を通知する。</p> <p>3 （略）</p> <p><u>第6条</u> （略）</p>
---	---

山陽小野田市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例新旧対照表（附則第3項関係）

改正後	改正前
<p>(適用除外)</p> <p>第8条 この条例の規定は、<u>山陽小野田市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例</u>（平成28年山陽小野田市条例第30号）の規定による固定資産税の<u>課税免除又は不均一課税の適用</u>を受けた家屋、構築物及び土地については、適用しない。</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第8条 この条例の規定は、<u>山陽小野田市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例</u>（平成28年山陽小野田市条例第30号）の規定による固定資産税の<u>不均一課税の適用</u>を受けた家屋、構築物及び土地については、適用しない。</p>